森林炭素マイレージ事業に係る補助対象経費について

令和３年４月１３日

森林炭素マイレージ事業補助金交付要綱第４条に定める補助対象経費については次の表１のとおり取り扱うものとする。

なお、補助対象外経費の主な物品等は次の表２のとおりとする。

表１

森林吸収源対策に寄与する行為	対象物品等	適　　用
照明施設のＬＥＤ化	ＬＥＤ照明（室内灯、外灯、その他照明機器）	・固定式であること。 ・主な用途が照明であること。 監視カメラに連動した照明など主な用途が照明ではない場合は対象外とする。 ・照明と一体的に施工される附属品（支柱など）は対象とする。 ・照明に係る設置工事や電気工事は対象外とする。
県産材木製品の購入	机、椅子、書棚、家具、ウッドデッキやフェンス等の木製外構施設	・県内の森林から伐採された原木を加工した製品であること。 ・販売者による鹿児島県産材製品証明書を添付すること。（様式任意　、例参照）
庭木（木本類）の購入	カシ類、カエデ類、ツツジ類、イヌマキなど	・樹種（果樹を含む）、大きさは問わない。 ・鉢植えの樹木は対象外

表２

対象外物品等
太陽光パネル、エネルギーの消費が少ない冷蔵庫等の家電製品等、対象物品等の修理・修繕に係る部品等の経費

（注）環境負荷の低減に資する製品等であるが、当該事業において対象外とするものを掲載